
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.182 2019/7/29

1 日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令案についての意見・情報の募集について

7月29日、農林水産省食料産業局は、標記募集を開始した。締切日は8月27日。有機農産物及び有機農産物加工食品（以下「有機農産物等」という。）は、政令で指定する農林物資とされており、これにより、有機農産物等に法に基づく格付の表示（以下「JASマーク」という。）が付されていない場合には、「有機」又は「オーガニック」と表示できないこととされています。

有機畜産物、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品（以下「有機畜産物等」という。）についても、近年流通が増大しており、JASマークが付されずに「有機」等と表示している商品が増加しつつあるなど、有機農産物等と同様の表示規制を設ける必要性が生じていることから、有機農産物等と同じく、政令で指定する農林物資とし、有機畜産物等にJASマークが付されていない場合には、「有機」等と表示できないようにするものです。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000190626>

日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000190627>

関連資料、その他

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000190628>

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000190629>